

南北朝後期における室町幕府政治史の再検討（下）

——足利義満と斯波義將——

山 田 徹

（第三章 康暦の政変前後の画期をどうみるか？（承前））

二 足利義満の公家社会進出

義満の公家社会進出をどう位置づけるか 以上のように康暦の政変後の政治過程に注目した場合、次に問題となるのは、こうした政治過程と義満の権力確立との関係をどのように理解するか、という点である。

周知のように、この康暦・永徳から明德頃にかけての時期は、義満の公家社会進出をめぐり、従来から注目されてきた時期である。康暦元年（一三七九）四月の右大将拝賀や永徳元年（一三八一）三月の室町殿行幸、同年七月の任大臣大饗などへの扈從に象徴的なように、しだいに義満が公卿たちを従えるようになっていくこと、この年の後半から同三年にかけて、後円融天皇（讓位後は上皇）との対立を経ながら、義満が実質的な朝廷の中心に立っていったことなどが知られており、「康暦元年（一三七九）から永徳三年（一三八三）のわずか四年間、義満の登場によって、公武関係は劇的な変化を遂げた」¹⁰⁵といわれているところである。そのようななかで、公卿を処罰するなどの権力的な振る舞いや、後円融に対してみせる不遜な態度などが際立つところであり、この康暦・永徳年間の義満は——公家

廷臣の日記だけをみていれば——まさに我が世の春を迎えた権力者であるかのようにみえるのである。宗教勢力統制の進展 また、この前後を境に、義満が宗教勢力の統制に成功し始めていることも知られている。

細川頼之管領政治期には延暦寺の噺訴が問題となっていたが、康暦の政変以後に義満が山門に神輿造営を約して¹⁰³以後噺訴がなくなることに、同じ時期に幕府の山門支配の要となる山門使節が確認できるようになることが指摘されており¹⁰⁴、下つて応永二年(一二九五)に義満が日吉社に参詣した際には座主青蓮院尊道人道親王以下、一山を挙げて義満を歓迎している¹⁰⁵。また、興福寺の噺訴も康暦二年(一二三〇)が最後となり、至徳二年(一二三五)の春日社参詣以降に義満の「南都再興」と興福寺への介入が進み、明徳四、五年(一二九三、九四)までの間に官符衆徒を直接支配下に置き「雑務検断」にあたらせた¹⁰⁶。

このようにして延暦寺・興福寺の統制は順調に進んでいったのだが、その理由として大田壮一郎は、北朝を通じて統制をはかっていた従来のやり方ではなく、義満が直接的に宗教勢力に対するように転じたことを重視している¹⁰⁷。義満が公家社会に進出してその中枢を担うようになった結果、そのようなことが可能になったわけだが、そういった点を考慮すると、宗教勢力に対しては先のような戦略が非常に有効だったということになるだろう。

しかしながら、ここまで述べてきたように、この時期の武家関係者のほうに目を向けてみると、義満の権力確立はとても順調とはいいがたい状況であった。少なくとも、公家の世界のなかで身分上昇を遂げることが、武家関係者への統制に対して、直接、有効に作用していたと考えるのは早計だろう。最近石原比伊呂は、川合康・市澤哲らの議論を継承しつつ、北朝天皇家との折衝を足利將軍家が独占する体制が形成されたことを論じている¹⁰⁸が、この石原説も、どちらかといえば武家関係者の争いに朝廷(もしくは皇族)が結びつくことを予防するという文脈であり、ひとたび顕然化した幕府内対立や大名の不服従が、朝廷の権威、もしくは朝廷官職に由来する権威によって解決するとま

では考えられていないようである。

また、義満以前に彼のように近衛大将から大臣へと昇進した将軍として挙げられるのは、源実朝ただ一人であり、殺害されて源氏将軍が断絶することになった彼の事例や、より高い身分から迎えられたそのちの鎌倉将軍たちの事例こそが当該期の先例であったことには注意が必要だろう。そもそも、現在の研究者の視点からすれば後の義満がさらに大きな権力を掌握していく点は既知の事実だが、当時を生きていた人々からすれば未来のことは自明でない。このような鎌倉幕府の先例を念頭に置かならば、身分上昇が将軍権力の確立の一助となる可能性よりも、将軍の傀儡化に帰結する可能性のほうがむしろ先に想起されたはずなのである。

第一章でも述べたとおり、南北朝時代の幕府では、たえず将軍に密着して権力を握る人物が突出していくことが強く警戒され、そのような人々が失脚する事件がたびたびみられたが、そのことは、同輩の有力者を駆逐しながらだいに將軍家を傀儡化し、幕府の実権を握った北条氏が、武家政治の歴史的前例であったことと無関係ではないだろう。以前にも簡単に記したが、義満の公家社会進出が本格的に始まる絶妙なタイミングで康暦の政変が発生した理由についても、義満の身分上昇の兆しがみえたことに頼之と対立する人々が警戒を感じた、というのが大きかったのではないかと推測されることなのである。(さらにいえば義満が公家たちに対して傲慢かつ権力的に振る舞い、自身が権力的な存在であることを示し続けた背景にも、そのような傀儡化の可能性が意識されていたことがあったと考えておいたほうがよいのかもしれない)。

以上のように考えるならば、朝廷の問題を、大枠では將軍権力絶対化のために權威を獲得する手段として処理している佐藤進一説にも一考を要する。

まず最低限必要なのは、「(天皇―將軍)と(將軍―有力大名)の二つの関係」の「二重構造」を指摘する市澤哲の

議論⁹⁹に学び、(1)有力大名に左右される幕府内の対立・抗争という根本的な問題と、(2)朝廷や有力寺社など、(1)と結びつくことで、政情を不安定化させる問題の二つを切り分けてとらえることである。そしてそのうえで、この段階の足利義満が(2)の問題の克服に向けて次々に手を打っていき、めざましい成果を手にしつつあった反面で、なお(1)の問題についての根本的な解決策をみいだせていなかったことを強調しておくのが妥当であるように思われる。

三 斯波義将の位置

斯波義将の力量？ このように康暦の政変と義満の権力確立との間には、従来いわれてきたようなかたちでの因果関係を必ずしも認めづらいといわねばなるまい。

ところが筆者も、このような状況下で一点、義満の権力確立にとって、きわめて大きな意味をもつ点があったと考えている。それは、義満と管領との関係が、斯波義将の管領就任によって変化したと思われる点である。康暦の政変までは、大名たちのなかで権勢を握った人物が突出していくことが警戒され、彼らを失脚させる政変がたびたび生じたが、これ以後、管領が諸大名からの反発を受けて失脚する事件は生じていない。すなわち、第一章で指摘した《突出への掣肘》が問題となるような状況ではなくなったわけである。この変化は、何によって生じたのだろうか。

その点を考えるために先行研究を見渡すとき、比較的よく目につくのが、斯波義将の政治的力量を評価する議論である。たとえば、古いところでは、斯波義将の禪宗との関係を論じた今枝愛真が、康暦の政変以後に義将が管領を務めて以降、禪林が「着実な発展を遂げることができた」背景として、「義満の偏重を矯めつつ、側面から当代禪院に理解ある庇護を寄せた義将の対禪宗政策が当を得た適切なものであったことに負う点が少なくなかったと思われ

る」と評価している¹⁰⁰。また、佐々木銀弥は「義将に課された役割は、ライバル細川頼之にひきつづき管領のもとに幕府の職制を統制し、鎌倉幕府のまったくの模倣といわれた諸制度を、将軍・管領体制のもとに一元的に再編成することであった」としたうえで、「義将は地味に幕府の内部をとりしきり、専制将軍・日本国王としての義満の権力の基盤を固めた功績は高く評価せねばならない」と述べている¹⁰¹。

また最近では、榎原雅治が「頼之の去った幕府では斯波義将を首班とした幕政運営が行われた。それは次項で述べのような幕府の権限強化を主眼としたもので、義満とはおおむね良好な関係のなかで推移した」と述べている¹⁰²。この一文目のみを読むと、義将の主導性をどの程度評価しているのかわかりにくいですが、二文目の文意から、「斯波義将を首班とした幕政運営」と「義満」を書き分けていることは確実である。そのうえで、二文目で言及される「次項」を参照すると、「幕府の権限強化」とは京都の支配権の確立や一国平均役賦課などに関する内容を指しており、これらの権限強化が義満というよりも、「斯波義将を首班とした幕政運営」によるものだと理解していることが読み取れる。義将が義満から独立して政治力を発揮する余地があったことを重視する表現であり、なかなか特徴的な評価であるといわねばなるまい。

ここまで極端ではないにしても、山田邦明は「新管領斯波義将を中心として幕府の政治が平穏に運営され」ていたと認識しており¹⁰³、小川剛生は前章でも引用したように「義将の穏健な執政」によって義満と大名の間の「決定的な破局が回避されていた」と述べている。むしろ、個々の論者がそれぞれ何をどの程度評価しているのかには、ある程度違いがあることだろう。しかし、それでも全般にいえば、この時期の斯波義将の政治的力量を評価する見方が非常に強いものであるといわねばなるまい。

管領奉書と政務 この時期の義将についてたしかに注目されるのが、康暦元年の管領就任以降（第二次斯波義将期）

の発給文書現存数が、細川頼之以前の執事と比べると、格段に増加しているという点である（小川信によれば、三四七通とのことである¹⁰¹）。現段階ではさらに増加するだろう。その理由は簡単で、それまで引付頭人奉書で処理されていた所務沙汰関係の濫妨停止・沙汰付命令が、管領奉書で出されるようになったためである。また、当該期以降には宛行状のみならず、安堵状にも管領が施行状を付すことが一般化していく¹⁰²が、このような機能的な変化を背景にしつつ、義将の発給文書が多数残存していること自体は間違いないところである。

しかし、この点を評価するにあたっては、管領制の成立という論点に関連して進められた小川信の分析を踏まえておく必要がある。小川は当該期における義将署判の発給文書と義満の発給文書を比較検討し、その内容がそれぞれ軍事動員関係から所領・所職関係まで多岐にわたることを述べたが、どの分野においても義将の奉書が副次的・補助的な役割を果たすものであったと結論づけており、「遵行命令の発給以下、將軍の諸権限を補助する行政的諸活動を主要な任務とした」としているのである¹⁰³。つまり、あくまで將軍義満を補助する存在というのが小川の評価なのであり、その点で先に示した諸研究で示されるイメージとは大きく異なっているといわねばなるまい。

次のような実例にも留意が必要だろう。次の二通の文書は、壬生兼治の所領である若狭国富莊・近江国押立保の領家職について、半済を停止して兼治に渡し付けるように命じた管領斯波義将の奉書である。

【史料五】¹⁰⁴（『壬生家文書』五七号）

□狭国々富莊領家職事。□度大儀、官長者為重役人之間、以別儀止半済、所被返付一□也。不日可被渡付。若有緩怠者、可有殊沙汰之状、依仰執達如件。

永徳元年七月十七日

左衛門佐（花押）

一色修理大夫入道殿

【史料六】(『壬生家文書』六九七号)

近江国押立保領家職事。今度大儀、官長者為重役人之間、以別儀止半済、所被返付一円也。不日可渡付。若有緩怠者、可有殊沙汰之状、依仰執達如件。

永徳元年七月十七日

左衛門佐判

佐々木亀寿殿

二通はほぼ同文で、「官長者」である壬生兼治が「今度大儀」において「重役人」であるため、これらの所領の半済をとどめる旨が命じられている。ここにみえる「今度大儀」とは永徳元年七月二三日の任大臣節会とされており、それで問題なからう。

この事例で注目されるのは、この二通の管領奉書に先んじて、次のような史料がみられる点である。

【史料七】(『壬生家文書』五三三号)

□^{〔將〕}軍御自筆 兼治所領事
永徳元三廿九

御書之趣、跪以拝見仕候了。抑兼治所領事、早速可下知也。義満謹言。

三月廿九日

(足利義満)
(花押)

この書状は宛所を欠くが、内容と書札札からこれは兼治に直接あてたものではなく、義満が丁寧に自筆書状を執筆すべき貴人に対して出されたものである。義満を教導しつつ公家社会に迎え入れつつあった二条良基あたりが候補になりえようが、ともかくも壬生兼治が所領回復の口添えをもらえるよう誰かに頼み、この三月二十九日に内諾を得たことがわかり、管領奉書で処理された【史料五】【史料六】の案件の背景に、義満の意志があることがわかるのである。

別の事例もみておこう。永徳三年(一三三三)七月一〇日、吉田兼熙は、越前国片屋・鳥羽両荘と丹波国味間二品

勅旨田について、中山親雅を通じて義満へ訴えを出した。そうすると義満は、文書正文を一見しただけで「元自不可及子細事也」と述べ、前者については管領斯波義將に命じること、後者については追って沙汰することを約した⁽⁴⁶⁾。それを受けて兼熙は二二日に義將邸を訪れ、義將は急ぎ沙汰する旨を回答。そして二五日付で次のような文書が発給されたのである。

【史料八】（「吉田家日次記」永徳三年七月二八日条）

吉田社領越前国片屋・鳥羽等事。半濟事、去五月十日当社小神四所神宝以下盗失之間、彼両所当年所務以前一円被返下者、可調進云々。目安如此。早不日止半濟之儀、可打渡雜掌之由候也。仍執達如件。

永徳三年七月廿五日 宮内大輔在判

甲斐美濃守殿

義將自身の守護分国への命令であるために管領奉書という形式ではなく、守護代奉書⁽⁴⁷⁾という斯波家内部の文書形式で出されているが、これが義満からの命を受けてのものであることは「吉田家日次記」の前後の記事から確実である。その一方で、丹波国味間二品勅旨田については中沢信基が権利を主張していたため、少し遅れて九月一二日付で、わざわざ義満による寄進状という形式で吉田家の権益回復が認められることとなった⁽⁴⁸⁾。

このような経緯からは、事案に応じてさまざまな文書形式を柔軟に使い分けながら、義満の意志が示されていること、義満が直接署判した御判御教書や寄進状ではなく、管領奉書や守護家内部の文書しか出されていないケースでも、義満の内意が背後にあるケースがあったことがわかるだろう。すなわち、どれほど管領奉書が多く発給されていたとしても、それは管領斯波義將の裁量が大きいことを意味しないのである。

こうした一連の諸点は、筆者が以前にとくに所務沙汰に注目しつつ述べたこの時期における変化と密接に関係す

る¹⁰⁰。鎌倉時代以来の「徳政」的な政治規範を背景にしつつ、式日を設定した評定や引付などを日常的に運営しながら所務沙汰にあたるようなあり方が南北朝中後期まではある程度維持されていたが、細川頼之執政の末期である永和年間を起点に、そのような場での審議・決裁をおこなう事例がみられなくなり、奉行人が個別的に伺いを立てる形式に変化する。このような変化は、鎌倉時代以来の政治姿勢が放棄されながら義満という個人の「仰」が重要になっていく過程であるといえようが、そのような変化が進みつつあるなかで義将は、義満からの指示を受けつつ管領奉書を発給するという役割を果たしていたのである。

義満への扈従と奉仕 また、義将の行動として興味深いのが、義満の外出にまめまめしく従っていることである。

先にも触れたが義堂周信の日記である『空華日用工夫略集』をみていくと、等持寺で仏事をおこなう際に、義満に従って管領義将とともに入寺している事例を多数確認でき¹⁰¹、なかにはその場で交わされた会話を記しているケースもある¹⁰²。そのほか、たとえば康暦二年四月二三日の二条良基邸への御成の際に、一色範光・饗庭氏直とともに従っていることがわかる¹⁰³。また、①康暦二年五月一三日の義堂周信のもとへの御成、②永徳二年（一三八二）一月一三日の西芳寺での紅葉見物の御成、③永徳三年三月二日の建仁寺方丈西軒落成時の御成、④至徳三年（一三八六）二月三日の大慈院への御成などにも、義将が「官伴」の一人としてその名をみせている¹⁰⁴。これらより、義将が義満の外出に従う事例が決して少なくないことがわかるだろう。

このような外出時の扈従以外でも、義堂周信が呼び出しに応じて参上した際に義将が義満の側にいたという記事¹⁰⁵や、義満が急に義将を呼び出したという記事など¹⁰⁶も確認できる。以上のような点から、義将の奉仕ぶりは顕著であるように見受けられるところである。

脆弱なる管領 もちろん義将も、先述のように永徳元年に細川氏復帰が取り沙汰された際には抗議の意を示して、管

領職の辞意を表明していた。また、下つて明德二年（一三九二）三月一二日には、管領を辞任して越前へ下向しているが、この直後に細川頼之が上洛してきていることから、その動きに反対したのものだったことは明らかである⁸⁰。しかし、以上のような諸点を総覧するならば、義将は日常的には、義満に対して従属的な立場に甘んじている印象を強く受けるところである⁸¹。

このような義将の立場を考える際に最も重要と思われるのが、彼の基盤の脆弱さであろう。本章一節でも述べたように、細川・山名・土岐各氏は内乱期に現地で隣接する複数ヶ国にわたる分国を形成し、この時期の幕府政治上、無視できない勢力と化していた。その一方で、斯波氏のように一ヶ国程度しか分国をもたない勢力は、幕府内の政治状況の変化によって、守護職を簡単に失ってしまうような脆弱な存在に過ぎなかった。実際に義将は一度、討伐を受けて分国をすべて没収され、そうした弱さを思い知った経験も有しており、その点を考慮すると、この段階における義将の取り得る政治的選択肢をそれほど広く考えることはできず、義将が義満を立て続けて従属的な姿勢を取り続けた背景は、この点との関連で考えておくべきだろう⁸²。佐藤進一が執事・管領職の争奪を幕府政治史に直結させた結果、これまで斯波高経・義将父子については過剰に評価されてきた感があるが、少なくともこの時期の義将を評価するにあたっては、旧来のようにその政治的力量を重視するよりも、このような立場の脆弱さと義満への従属性を重視しておく方がよいように思われる。

先ほど康暦の政変以後に執事・管領がそれまでのように諸大名たちから警戒されることがなくなつた点を述べたが、それもこのように斯波義将という基盤の弱い人物が管領に据えられたことと深く関わつていよう⁸³。これまでつねに権力を集めることが警戒されてきた管領という立場にある義将が実際の行動によつて、義満への従属化を示したことは、少なくとも在京している諸氏に対して、義満の権力を強く印象づける面があつたはずである。そうした点

をも念頭に置きつつ本稿では、康暦の政変による変化のなかで義満の権力確立にとって最も重要だったのは、義将の管領任用によって義満と管領の関係が大きく変化したことだったという説⁸⁰⁾を、提起しておくことにしたい。

むしろ、何度も強調するように、この時期の義満にとって深刻かつ根本的な課題だったのは観応の擾乱以来広域的な地域権力と化した数氏の動向であり、それが義将の管領任用によって解決されるわけではなかった。最終章たる次章では、そのような問題が克服される過程について簡単に見通しを示しておくことにしたい。

第四章 義満権力の確立へ

土岐頼康の死去と東国・西国下向 突出する数氏の問題が克服されるきっかけになったのは、嘉慶元年（一三三七）二月二五日、反細川の巨頭の一人であった土岐頼康が、本拠地美濃国小島荘で死去したことである⁸¹⁾。このち義満は嘉慶二年（一三八八）五月二六日に左大臣を辞任したのち⁸²⁾、同年九月には東国に⁸³⁾、そして翌康応元年（一三八九）の三月には西国に下向したことが知られている。

田中義成によって「義満の遊覧」の一環とされる⁸⁴⁾この二例のうち、西国下向のほうは、「鹿苑院殿嚴島詣記」「鹿苑院殿西国下向記」の二書が残されており、比較的詳しい情報がわかる。略述するに、三月四日暁に都を起ち、その日のうちに兵庫に到着して赤松千菊（満弘か）が饗応。六日に讃岐国宇多津へと到着し、翌七日にはそこで細川頼之の饗応を受ける。続いて讃岐国佐柳・安芸国高崎を経て一〇日夜に嚴島に到着、翌一日に社参を果たす。そののち一二日には周防国下松に到着。翌二三日には周防国府中の三田尻にて大内氏の饗応を受けている。

この時点では九州への下向も企画されていたとのことだが、大風によって最終的には渡航を諦め、一八日から帰途

につき、周防国竈戸関、安芸国蒲刈黒島・忠海浦を経て二日に備後国尾道に到着し、そこで山名義熙・時熙らの饗応を受けた。次ぐ二日には讃岐国宇多津へ進み、翌日を一日過ごした後、二四日は備前国牛窓で赤松氏の饗応を受け、翌二五日に播磨国室津に入った後は陸路を進み、二六日に帰京した。

このような行程のなかで、とりわけ細川・大内・山名各氏などによる饗応や、諸氏との対面が特記されていることからみて、現地に所在する諸大名との接触が主要目的であったと思われる⁶⁶⁾、本稿でみてきた経緯を考慮するに、在国して京都の政権・領主社会から距離をとっていた細川・山名両氏をはじめ、大内氏など（九州に下向することが予定されていたことを考慮すると、九州の諸氏も本来はここに含まれていた可能性が高い）との接触をはかり、彼らの出方をみながら、康暦の政変後に生じた緊張を清算する道を探るような側面があったと思われる。おそらく、残存史料の少ない東国下向のほうも、土岐氏一門の在国組（康行ら）に饗応させ、また駿河まで下向して鎌倉公方足利氏満をはじめとする関東の人々とも接触をはかるものだったのではないかと推測されるところである。少なくとも頼康死後に左大臣を辞して臨んだこの二つの下向については、度々の南都下向や明德元年（一三九〇）九月の氣比社参宮などと一括して考えるべきではなく⁶⁷⁾、このような独自の政治的位置を押さえておくべきであると考ええる。

「御物かたり」の背景 この西国下向の帰途、一三日を宇多津で過ごした際、今川貞世が「廿三日はこゝにと、まり給て、武蔵入道めされて遙に御物かたり有けるとかや。何ことにか有けむ。涙ををさへてまかてけるときこゆ」と書き記していることはすでに触れた⁶⁸⁾。義満が六日に宇多津へ到着して以降、細川頼之が基本的に行動をとりにしている点を考慮すると、これはたんに再会を喜んでの「御物かたり」「涙」ではなく、その間の半月の出来事を踏まえたうえでのものであったと考えざるをえない。それについては、次の二点が即座に想起される。

一つが、周防で義満を盛大にもてなした大内義弘が、これを機に上京することになったと思われる点である。義弘

は明徳の乱時に京都での戦闘に参加していることからみて、恒常的に在京することになったものと思われるが、細川・土岐・山名各氏とともに内乱期に広域的な基盤を確保していた大内氏が、義満に忠誠を誓って上京することをこのときに決めたのだとすれば²⁸³⁾、それは義満にとつて、非常に心強いものだったはずである。

そしてもう一点が、山名時義が病に伏しているため、備後国尾道まで出てくることができなかつたという点である。これだけであれば饗応の場に出てこないための虚偽の理由である可能性も消えないが、実際に時義はこの時から二ヶ月も経たない五月四日に没しており²⁸⁴⁾、病というのは事実だつたと考えられる。土岐頼康が七〇歳という老年だつたのに対して、山名時義は系図・家譜によればまだ四一歳もしくは四四歳の壮年であつた²⁸⁵⁾。頼康に続き、反細川の強硬派であつた時義が本当に死の床にあるという情報を義満・頼之がつかんだのだとすると、それも彼らにとつては朗報だつたに違いない。「遥に御物かたり」と「涙」は、以上のような観点から考えておく必要がある。

時義も没したこの年のうちに土岐氏分国に軍勢が派遣されていたよう²⁸⁶⁾、翌康徳二年（一三九〇）の閏三月二五日に康行の籠もる美濃国小島城が陥落したのだという²⁸⁷⁾。また、並行して時熙・氏幸らの討伐も命じられたらしく²⁸⁸⁾、そうした討伐を経ることで、翌明徳二年（一三九一）四月三日には念願の細川頼之上洛が果たされた²⁸⁹⁾（ただし、明徳三年（一三九二）三月二日には、細川頼之も没した²⁹⁰⁾）。そして、明徳三年末の明徳の乱を経て、義満の権力も確立することとなつたのである²⁹¹⁾。

むすびにかえて

かつて佐藤進一は南北朝後期の政治史について、「斯波派」と「細川派」という二つの大名集団の党派抗争を重視

しつつ、康暦の政変以後に義満が直轄的基盤の構築や權威獲得に成功し、権力を確立していくさまを描き出した。本稿では、こうした佐藤の見解に対して検討をおこない、以下のような結論に至った。

(1) 細川頼之執政期を通じて、山名、土岐、斯波、佐々木京極の各氏が段階的に反細川に傾いていったことは確かだが、少なくとも細川頼之執政の当初から「斯波派」、つまり斯波氏を中心とした固定的な大名集団が存在したという確証はなかった。また、今川貞世らが属しているとされてきた「細川派」のほうは、まったく確認することができなかった。康暦の政変の発生は、幕政を主導する細川氏に反感を感じる勢力が段階的に増加したという、史料にもみえるとおりの説明で考えるのが最も自然であり、そうみなすほうが《突出への掣肘》（突出した権勢を誇る人物に対して、そのたびごとに反対派が形成されてその人物を没落に追い込むが、党派の継続性はそれほど高くない）という観応以来の政治史的枠組みを考慮しても自然である。

(2) 康暦の政変で細川頼之が没落した後、幕府の表面的な政策は反細川となつたが、義満自身が細川氏の復帰を強く望み、また細川氏も簡単に討滅されるような存在ではなかったために、政変後も対立の構図が継続するという新たな事態が生じてしまうこととなる。そうしたなかで、義満は頼之弟の頼元を赦免して上洛させることに成功するが、結果的に山名時義が京都を離れることとなり、おそらく土岐頼康も前後して京都を離れたものと推測される。そのような意味で、このような康暦の政変以後の政治過程には、義満の求心力を損なうような面があったといわねばなるまい。

(3) このような康暦の政変前後の政治過程を考える上で最も本質的なのは、戦乱期に隣接する複数ヶ国に勢力を扶植した細川氏・山名氏・土岐氏などが、容易に討伐しえない存在と化し、幕政上でも無視しえない存在になってきたことである。従来、義満の権力確立を考える際に、義満の公家社会進出が重視されてきたが、それはこのよ

うな突出した有力大名たちの問題に対する直接的な処方箋には、必ずしもなりえなかった。ただし、こうした各氏とは異なつて脆弱な基盤しか持たない斯波義将が管領に据えられ、義満に対して従属的な姿勢を取り続けたことには意味があり、以後は管領が將軍を奉じて実権を握ることが警戒されることはなくなった。

(4) このように突出した有力大名の問題が克服され、義満の権力が確立するのは、土岐頼康と山名時義の二人が相次いで没し、その後継者たちが討伐された結果であつた。

以上のような本稿の議論は、佐藤に由来する従来の議論の問題点をあぶり出すなかで個々にみえてくる諸要素を、可能な限り幅広く視野に入れ、それらを整合的に説明できるよう試みたものである。推測を交えた部分も含まれるが、以上のような理解によつて、旧来の説明よりも多くの点を整合的に説明できるようになり、また、制度史的論点（管領・守護の交代）を政治史に結びつける際の佐藤の手法自体に対しても、疑問を提示することができたのではないかと考えている。

もちろん、たとえば康暦前後の画期をさほど評価できないとするならば、突出した実力をもつ土岐・山名両氏を討伐することが、なぜ康暦・明徳の段階で可能となつたのかという点は、さらに問題となるだろう。また、本稿のように斯波義将の基盤の脆弱さを強調する場合、なぜ義将がそののち幕府の重鎮になり得たのか⁽⁴⁷⁾という点も問題として残るはずである。こうした諸点について、十分に分析をおこなう紙数は残されていない。今後、さらに検討を深めていきたいと考えている。

註

(47) 註(70)小川『足利義満』、九四頁。

- (126) 「日吉神輿御入浴見聞略記」（『群書類従』神祇部）。
- (127) 下坂守「山門使節制度の成立と展開」（『中世寺院社会の研究』思文閣出版、二〇〇一年、初出一九七五年）。
- (128) 註(5)早島著書、早島「足利義満と京都」（吉川弘文館、二〇一六年）。
- (129) 稲葉伸道「南北朝時代の興福寺と国家」（『名古屋大学文学部研究論集 史学』四四号、一九九八年）。
- (130) 大田壮一郎「室町殿と宗教」（『室町幕府の政治と宗教』塙書房、二〇一四年、初出二〇一二年）。
- (131) 石原比伊呂「義詮期における足利將軍家の変質」（註⑤石原著書、初出二〇一二年）。前提とされた川合説は「武家の天皇観」（『鎌倉幕府成立史の研究』校倉書房、二〇〇四年、初出一九九三年）、市澤説は「南北朝内乱期における天皇と諸勢力」（『日本中世公家政治史の研究』校倉書房、二〇一一年、初出一九九六年）。
- (132) 將軍という枠を外して武士全般に拡大すると、平清盛・重盛・宗盛の三人が加わるが、彼らも決して吉例とはいえない。この点については、以前に拙稿「書評と紹介 松永和浩著『室町期公武関係と南北朝内乱』（『日本歴史』七九〇号、二〇一四年）でも簡単に触れた。
- (134) 筆者は以前、「義満の公家社会進出が進展し始めたまさにその時期に康暦の政変が発生したのも、こうした動きを武家側で主導した頼之が絶大な権力を握ることへ危惧が高まったためだったと考えられる」（註③拙稿六一頁）と述べたが、それはこのような点を意識した表現である。たとえば「客観的には義満が自立し、権力と権威をもちはじめたことにより、管領の地位が相対的に低下したことが頼之失脚の原因であった」とする伊藤喜良の見解（伊藤『足利義満』山川出版社、二〇一〇年、一六頁）など対立する見解である。
- なお、このように義満の公家社会進出の素地が細川頼之管領期に準備されていたことを強調するのが最近の研究の特徴である。代表的なものとして、家永遵嗣「足利義満・義持と崇賢門院」（『歴史学研究』八五二号、二〇〇九年）、註(10)拙稿、水野圭士「細川頼之政権と持明院統の分裂」（『学習院大学人文科学論集』二六号、二〇一七年）などが挙げられる。
- (135) 註(4)佐藤論文、一五二頁。
- (136) 市澤「中世王権論の中の足利義満」（註③市澤著書、初出二〇〇四年）。
- (137) 今枝愛真「斯波義將の禅林に対する態度」（『中世禅宗史の研究』東京大学出版会、一九七〇年、初出一九五六年）、四六八頁。
- (138) 佐々木銀哉『日本の歴史八 室町幕府』（小学館、一九七五年）三〇～三二頁。

(139) 榎原雅治「一揆の時代」（『日本の時代史二一 一揆の時代』吉川弘文館、二〇〇三年）一三頁。

(140) 山田邦明『室町の平和』（吉川弘文館、二〇〇九年）六三頁。

(141) 註(3)小川『足利一門守護発展史の研究』四五九～四七四頁。

(142) 亀田俊和「室町幕府安堵状の形成と展開」（『室町幕府管領施行システムの研究』思文閣出版、二〇一三年、初出二〇〇五年）、松園潤一朗「室町幕府の安堵と施行」（『法制史研究』六一号、二〇一二年）・「足利義満期の安堵政策」（『日本歴史』七七五号、二〇一二年）。松園論文は、義満期における安堵施行実施の理由を「管領の権力拡張志向」に求める亀田説を批判したもので、その点において基本的に賛同できるが、論旨・院宣の施行事例までもに表に入れてしまっている点など、松園論文にも問題と思われる部分があるため、注意が必要である。

なお、その一方で、松園が「安堵」施行は「特別訴訟手続」の拡大としての一面も有していた（『室町幕府の安堵と施行』六七頁）とする点は、きわめて重要である。要するに、それまで所務沙汰の範囲で処理されていた案件が、「安堵」と呼ばれる文書で処理されるようになったということのだが、だとすれば「安堵」施行についても、「安堵」の展開という文脈のみではなく、後述のような所務沙汰の変質の一環として論じるべきということになるだろう。本稿にはそうした点を十分に論じる余地はないものの、今後そうした点を検討していく必要があると考えている。

(143) 註(3)小川『足利一門守護発展史の研究』四七四頁。

(144) 『壬生家文書』五七・六九七号

(145) 註(5)松永著書二〇八頁など。なお、同じく「今度大儀」のためとして久我家にも家領の遵行を命じた文書が出されているが、久我家のほうに発給されたのは義満の書状であった（『久我家文書』一一一（二）号）。

(146) 『吉田家日次記』永徳三年七月一〇日条。「吉田家日次記」については、天理大学附属天理図書館に申請して頒布を受けた写真によって確認した。

(147) 斯波家では、守護代以下の発給文書で奉書形式が使用される（たとえば応永七年四月二六日付の尾張守護代甲斐将教奉書〔『大徳寺文書』三一〇号〕などが、同じ形式である。このようなあり方は遡って貞治三年一〇月二七日付の沙弥某奉書〔『八坂神社文書』一六四七号〕や応安三年四月五日付の沙弥是鎮奉書（同一六四四号）にまで遡る）。このことを考慮すると、ここにみえる宮内大輔も守護代と考えて間違いないだろう。なお、この時期における京都周辺の大名家の被官層で八省大輔の官職をもつ人物は珍しい。応永一九年の棟別銭関連記事にみえる細川兵部大輔入道（『東寺百合文書』ツ函一〇六号）

の事例などを考慮したうえで、斯波被官の細川氏である可能性を指摘しておきたい。

(149) 「吉田家日次記」永徳三年九月一五日条。

(149) 拙稿「室町幕府所務沙汰とその変質」『法制史研究』五七号、二〇〇八年）。

(150) 『空華日用工夫略集』康暦二年八月七日（義詮月忌、以下各月七日は同様）、一〇月晦日（尊氏月忌、以下各月晦日は同様）、一二月七日、一二月三日・四日・七日（義詮年忌）、康暦三年二月二六日（直義年忌）、四月七日、九月二七日（開山忌）、一〇月七日、一二月二日（義詮年忌）条、永徳二年正月三〇日、六月七日、八月七日、永徳三年六月七日、永徳四年四月七日、至徳二年六月晦日、至徳三年二月七日条。そのほか、永徳二年九月二五日（日野宣子百日忌）、一〇月晦日、一二月二日（義詮年忌）なども、記載から義将がその場にいることがわかる。

(151) たとえば、康暦二年一二月七日の等持寺への御成の際に、義将が等持寺八講の再興を建言したことなどはよく知られていよう（『空華日用工夫略集』同日条）。

(152) 『迎陽記』康暦二年四月二三日条。ただし、義将・範光の二人が「参仕」と記され、饗庭氏直は「祇候」と記されている。

(153) 『空華日用工夫略集』永徳二年一〇月一三日条、永徳三年三月二日条、至徳三年二月三日条。①では「官伴」は義将一人。②では二条良基ら公家関係者五人のほか義将と弟義種が従い、③では義将・義種のほか饗庭氏直が従っている。④は公家関係者五人のほかに従っているのは義将のみで、彼が御剣役を務めている。なお、このような「官伴」のほか、義満には「僧伴」（禅僧たち）も従っている。

(154) 『空華日用工夫略集』康暦二年一二月一五日・一八日、至徳元年九月二日条。

(155) 『空華日用工夫略集』永徳三年六月二九日条。

(156) 『神護寺交衆任日次第』、「武家年代記」、「東寺王代記」。

(157) とくに、永徳元年にいったん義満との間に緊張が走ったと思われるが、それ以後にも義満に仕える様子がとくに変わったようにはみえない点に注意しておく必要がある。

(158) 逆にいえば、細川氏のような勢力が突出して幕府の実権を握ることへの危惧が強かったことも、そのような彼自身の基盤の弱さと表裏の問題だった可能性もある。

(159) 本稿では細川・土岐・山名・大内のように広域的な地域権力と化した大名が幕政を左右することを強調してきたが、そのような勢力に左右されない権力を義満が確立していくにあたって重要だったのは、御料所・奉公衆などの直轄的基盤の確立よ

りも、相対的に基盤が脆弱な斯波氏のような大名に守護職を与えながら育成することであったと思われる。具体的には、斯波・畠山・一色などの各氏がこれに当てはまると考えられ、斯波氏、ついで畠山氏が管領に任命されていく背景には、彼らを細川氏などの有力大名と互するものとして幕政上に位置づけようとする義満の意図があったのではないかと推測される。なお、このように基盤の弱い大名を育成するという動き自体は、おそらく貞治五年に斯波氏が没落した際、それぞれの事情でそれまでに守護職を失っていた畠山・一色・桃井三氏に対して義詮が斯波氏分国を配分したことに遡ると考えているが、この点についてはまた別の機会に触れたい。

なお、小川信は先に述べたような管領の制度的変化を細川頼之の後半期から連続するものとみなし、註⁹⁹拙稿でも遡って永和年間以降の変化という文脈で理解している点に注意が必要である。制度面での変化は康暦以前に遡るが、そうした変化のちに脆弱な基盤しかもたない義将が管領に就任し、義満に従属的な態度を取り続けたことが、義満権力の確立にとって重要な意味をもったと理解するのが本稿の趣旨である。

註⁹⁹。

『公卿補任』。

⁽¹⁶⁰⁾ 『早稲田大学所蔵萩野研究室収集文書 上巻』「祇園社文書」一五五号の年代記断簡に断片的な記事がある。また後年、足利

⁽¹⁶³⁾ 義教が富士下向をおこなった際に、義満の『満濟准后日記』永享四年七月二〇日条に、「鹿苑院殿御下向例」が先例とされ
⁽¹⁶²⁾ ており、義満が実際に下向したことは事実と考えてよい。

⁽¹⁶⁴⁾ 田中義成『南北朝時代史』（講談社、一九七九年、初出一九三二年、二五五～二六一頁）。

⁽¹⁶⁵⁾ 西国下向が百艘もの船を従えるものであったことなどから、田中以来これらの「義満の遊覧」に関しては、示威・デモン
ストレーションという側面が強調されることが多い。筆者もそうした側面がなかったというつもりはないが、これを機に大内
氏が在京へと転換したように、融和の道をも模索するものでもあった点は強調しておきたい。

⁽¹⁶⁶⁾ 一般に、至徳二年以降の「義満の遊覧」を一括してとらえる田中説が踏襲される傾向にあるが、そうしたなかで注目される
のが、筆者同様に左大臣を辞任して臨んだ嘉慶二年の東国下向（「富士遊覧」とする）の意義を強調する松永和浩の議論で
ある（註⁵松永著書）。ただし松永は、義満が左大臣を辞職した後にこのような動きをみせたことについて「公家化」と対
守護政策の連動性を窺わせる」（二二〇頁）と論じているが、筆者はむしろ、義満の意識が公家社会に向いている時期と、
対有力大名に向いている時期に段階差があることを強調すべきだと考えており、その点で松永とは意見を異にしている。

なお、このほかに、康応元年に義満が高野山に参詣した（『足利家官位記』（『群書類従』補任部）、『武家昇晋次第』）というのがもし事実なのであれば、同様に在国する山名義理や南朝勢力へ接触をはかるものだった可能性が高いと考えている。

(167) なお、本論文（中）七三頁でこの史料を引用した際には言及が不十分で誤解を招く表現となっていたが、「涙ををさへてまかでける」（涙をおさえて退出した）の主語は細川頼之である。

(168) なお、これまでの研究では大内氏を「斯波派」「斯波与党」と認識してきたが、そうみなすべきでないことについては、註(46)で述べた。

(169) 註(88)。

(170) 『統群書類従』所収山名系図、「山名殿代々」は四一歳説、「山名家伝記」は四四歳説である。

(171) 『宝莊嚴院方評定引付』康応二年三月二五日条には「去年近江守護尾州発向之時」とあり、少なくとも康応元年中に尾張に軍勢が出されていたと考えてよいのであろう。『明德記』にも、「去々年美濃国（ノ凶徒）御退治ノ合戦」（書陵部本には

（一）内の文字がある）とあるが、これも明德二年の二年前、すなわち康応元年を指している。

(172) 『東寺王代記』・「四天王法記」・「武家年代記」。

(173) 明德元年三月一八日、山名氏に代わって細川頼之が備後守護に任じられているが、その際に頼之は弟頼有に「先身にあて、なされて、大方国をハ取静候て後、申なし候ハんするか可然」と書き送っており、頼之が国を「取静」たのち、頼有を守護に任じるのがよい、としている（『細川家文書 中世編』「鎌倉・室町期文書」二九号）。この段階で少なくとも備後守護山名義熙が討伐対象になっていたものと思われる。

(174) 『神護寺交衆任日交名』、「武家年代記」、「東寺王代記」。

(175) 『尊卑分脈』、「執事補任次第」、「鎌倉大日記」、「東寺過去帳」、「東寺王代記」など。

(176) なお、義満については「今御所の御沙汰の様、見及申ごとくば、よはきものは罪少けれども御不審をかうぶり、可失面目。つよきものは雖背上意、さしおかれ申べき条、みな人の知処也」と記す『難太平記』（『群書類従』合戦部）の記述が好意的に引用されることがあるが、義満にとつての最大の課題は、このように突出した権力を構築した数氏への対策、すなわち相対的に「つよきもの」への対策であり、斯波・畠山・一色氏などの相対的に「よはきもの」への梶子入れをしながら幕府内のパワーバランスを構築してきた側面もあるため、注意が必要である。この記述は自らを弱者として叙述する今川貞世の意図を念頭に置いて読むべきものであり、あまり真に受けて一般化しすぎるべきではない。

(177)

この点については、至徳年間以降義将・義種兄弟が東国政策に関与し始めたことが大きく関わっていると考えているが、この点は改めて検討してみたいと考えている。

